

へ二十石此内九月二日の御神事に御たちの代に出申又五升はおこきのはん米に出申拾九石八斗五升上へこしのこりは年より衆まゝなり。

一人夫せんと申候てひらの百しやう衆もどりに出申候事としより衆は出不申本所へハ三貫文上申候此ほかにはるあき十一月の當人へ二百五十文參可申候又二百文□はんとうへ參申候上下のはるのふしやへ二百文參可申候。

一、十二月に名へかり出申物の數の事。

白米三升づゝくろい米三升づゝもち米白三升づゝ大豆三升づゝ料足七十文づゝさつきせんと申候て四百文上申候百文にてもくさかい候て數のうをと申候て數三百上申候五百文ハ正月十一日□□□上申也。

一、くり山と申候て中白米三斗上申御かゝみ二枚ぬの三だんおりにもち九づゝ入候て六合又六合はところ入申とちおりと申候て百三十百ハたゞのもち〇ほどにして三十ハとちおなり並に山のいも五十本くりみ一斗二升わらび三十五れん六ほのても二まい又大豆納升に九升くしかき四れんくしかきいもわらびくるみみな〰名から出申し上申し候。

一、くちあぶらと申候てこま一名から本斗の升七升づゝ出申し三ばんにしてし

ぼり候て六合升て九升上申候。

一、ひやけ田の大豆と申し候て六斗小和田名から出申候を三斗は本所へ上申し又三斗はとしより衆まゝなり。

一、ぼり田と申し候て米出申名ハ八升大野名一斗六升たなはし名八升をこと名

一斗六升小和田名これも御としより衆まゝなり。

一、こち谷名からハ四斗八升上の御宮へ參申候。

一月の十八日に上下宮へ御神事ハ正月は上御宮大の名小向名又二月は小向内谷三月はたなはしおこと四月はこち谷□□四五月ハねりかいとり井六月仁井大井ほぎ此ふんかくねんに神事あり。

一、はる秋の御神事にハもち二十まい八寸に二升もりさけ一斗あらまき御年寄衆へ申十一月のも二度の上の御まつり三月三日のも同こゝろなり。

一、くになりの事。

はる段錢ほんせん一段二百文うち上うち廿文づゝなりほんせんハ四貫五百六十四文なり百文はいふうせん百五十文御使の人わろうじせんはるも秋も此ふんなり。

一、りんち段せんは一貫五百文なり御うけとりし御禮せんとして□のり不申候
ハ、百たびなりともかへし申候御禮せん□とりへ□百文はいふうせん一段に
七十九ち候。

一大わせんは一段に三十文かゝり一貫百四十文ほんせん百文はいふうせん。

一、つゞら野かまた谷からまいとし料足八百文づゝ京夫せん申候て御としより
衆へわたり申候。

一、九月二日の神事候へハさるがくへわたり申物の數もち五十まい八寸に二升
一ぜんせんすこうのもちと申候て百五十さけ二斗いた一ちやう此さけハ御れ
うの當屋から出申候そくの米ハ本所から出申一斗まで納升に一石六斗わた
り可申候。

一谷中大名小名の事。

大野名二段 小向名三段 内谷二段大 たなはし二段小 仁井二段 ちち谷

二段半 おこと一段大 小和田一段 ねりかい一段小 とり井二段 大井一

段半 ほぎ名一段 以上合二丁三段

一、御神事のすこうもち米ハ一名から白米一升づゝ出申候てもち百五十

一年中出申物二田こうつ事は長夫せんとなんせんと京夫とそのほかハ名にう
ち申し候

慶長十八年五月吉日

南 權 守

下

谷川左近二郎

第八編 古文書誌

第九編 民俗誌

遠敷郡は古來若狭の中心たりしを以て、若狭の風俗習慣は此郡を中心標準となし來りし所甚多し、而して三方郡が近江越前に接近して其文化的影響を受くる事多かりしに對して本郡は近江の西部及京都の影響を受くる事多かりしが如し、民俗の上に於て古來の推移を見るに略三種の異なる系統を見る、一は海岸の住民として踏襲し來りし風俗習慣にして漁業水産業に従事せる住民多き地方に存するものにして、隣郡の外丹後、越前の海岸住民と大差なく一は山嶽地方の住民として山林谿谷の間に定住し、採薪製炭等を主業となせるものにして丹波、山城、近江の山地に定住せるものと同一の生活状態にあるもの、他の一は農業を主とし商工業を副とし來りし平野地方の住民なりとす、此三種の生活様式が狭小なる郡内の地域に於て比較的顯著なる區劃を有し來りし事は蓋し此地方の一特色なるべし、此の外に文化の中心たる智識階級、特權階級たる士族及之れに附隨せる商工業者の一團は京都を主とし、大阪、江戸及其他の諸地方より絶えず移動し來り、此地方の土民に中央文化を移植し時代を経ると共に之れを地方化し郷土化し來りし事は勿論なり。

第一漁民の風俗は概して素朴にして其生活は單純なり、別して本郡の漁業は大正の時代に入りても尙維新以前の如き組織方法にて漁業に従事し來りしを以て、其風俗の如きも殆んど改まることなく、男子は主として海上に勞働し漁獲物の運搬、販賣の如きは主として女子に於て之れをなす、内外海村一帯は山脈岬灣の間にあるを以て魚類の運搬は多くの峻坂を経て小濱地方に出づるもの最も多きを以て天秤棒にて魚籠を擔ひ運ぶを主とし、西津村より小賣に出づるには専ら女子之れに従事し、其運搬の方法は全然他の漁村と異なり平桶に容れて頭上に戴く。

山地及び農村に於て穿袴(カッサン)を穿つは又此地方の一特色にして雷に勞働のみならず歩行の際も之れを穿ち小學校に於ても兒童をして之れを着用せしむる所あり、妙齡の女子も遠く歩行するときは盛装の上にも之れを着用するの風今尙地方に存すと雖も、近時次第に着用する者減少する傾向あり。

次に一般の慣例風習を述べん、先づ敬神祭祀の上に於て此土地は尙純朴なる古風を傳ふるもの甚だ多し、自然宗教の遺風の顯著なるものは山の神なり、各村

落殆んど之れあらざるなく、皆講を結びて山の口と稱する入山の期節に行ふ、祭禮御講を主とし之れを崇敬する事甚だ深し、其簡單なるものは山麓に小祠を作りて山の神と稱し、山祇山王の名に轉じ日吉神社となれるものもあるべし、之れに類似して少數なれども地の神、田の神、野の神等あり、名田庄三重村にありては田の神多く耕田の間に散在し、其他何れも小祠にて最も簡單なり、或る物は他の神社に合併され或る物は廢され其數次第に減ず。

次に祭禮の古來最も重かりしは國の一の宮たる遠敷上下宮及小濱八幡社にして、平安朝以來屢々國幣を奉じ勅使の參向あり、流鏑馬式の如き盛に行はれたりと雖近世に於てはさまで盛大ならず、遠敷の祭禮は小濱に及ばず、小濱の祭禮は城下の産土神たる廣峰神社の祭禮に如かざる姿となれり。

地方に散在せる神社にありては氏神又は庄園に勸請し來りし神社の社役社務等を少數の有力者が世襲し、祭祀に關しても神事の座例には嚴重に古法を守り來り、其特權を世襲相續する事も烏帽子着に關聯して重きを置かれたり、此等の特權階級者は講を取り結びたり、其一二の例としては名田庄の坂上理右衛門文書として古文書篇に編入せし保延六年に改めたりと云ふ神事座例之式あり、

又宮川村加茂の加茂神社禰宜職前野治郎太夫が享保十二年に認めたる賀茂宮社内記録に根本氏子七家七座の次第氏子入社之次第社職勤役の次第等ありて之等の慣例を記せり、而して加茂社の禰宜職は七家の長老に限られたり。

神事講或は單に御講と稱する神社を中心とせる講會は全郡各村區に殆んど存せざるなく、其一般通有の方式は一定の時日に氏子全體或は其内の代表者が神社に參拜し神酒等を献じ後講員集會して酒飯の會食と爲すものにして多きは毎月一二回より少く昔年に一二回講順番の會宿となりて開催す、講の種類は氏神講、山神講、神明講、伊勢講、愛宕講、金毘羅講、秋葉講等ありて其内氏神に關する御講は分布尤も多く、宮衆と稱し血統家格を本位とせる特殊の一團ありて御講を組織し神事に關する特權を有し神領ある場合に於ては其支配權を獨占するを以て、庄園時代より藩政時代の末に到る迄此種の講員は其勢力ありしが天正檢地以後神領減じ維新に及びて次第に其特權消失し、氏子一般宮衆と何等異なる所なきに到りしと雖、今尙形式の上に於て其特權を有するものあり、現今に於ては氏子一般の戸主格は皆講員たる事一般の定期となりしと雖、尙多大の費用を要するを以て經濟的に中流以上の氏子が講員となるものあり、又夫妻共存

の者に非ざれば加入の出来ざる御講等あり。

山の神講以下の諸講は氏神の御講程に形式の規定なきもの多く、別して神領以外の財産無き諸講は主として信仰本位にして自由多く、或は青年少年のみを以て組織せるものあり。

氏神を中心とせる御講に關しては、講中なるものありて現在に於ては氏子即ち講中なる場合と一村又は一區一小字が講中なるものにと限らるるが如しと雖、封建時代にありては或る階級、血統、家格等が講中たる資格を定むるものにして土地と關係を有するもの多し、又土地と關係を有せざるものは職業上の關係多く、小濱市場に於ける蛭子講、若蛭子講の如きは講員たる事は商業工業の上にて或る特權を有する一組員たる事にして神事上の團體にあらず、經濟上の團體なり。

御講に關する本郡に於ける最古の記録とも見るべきものは名田庄賀茂大明神神事座例の式にして原本は存せずと雖、保延六年に改められたるものにして其寫本を存す(古文書篇参照)御講と土地との關係を示すものは、奥名田村の慶長十八年加茂社講中土地目録にして藩政以前の奥名田村の名田本位の土地區分

及其年貢を知るべき史料なるを以て古文書篇は採録せり、之れに依つて見れば名田を有する者のみが講員たるの資格を有し、名田の高に應じて年貢を出し御講を勤めたる事を知る、土地と講中との關係あるもの納田終あり、寶徳年中政所と呼ばれし百姓一軒潰れ其持高三段四畝十二歩を長百姓十五人にて請取惣作とし常願寺と稱する地藏堂へ付政所菩提の爲年々施餓鬼を修し、施餓鬼講と云ふ、寛文中より長百姓脇百姓二十一人に預けられ講を結び來りしが延寶年中に到り講中は禪定寺と桓溪寺とに分れ付き施餓鬼の利分を争ふに到りしとて寶曆六年藩へ訴へ出たる事あり。

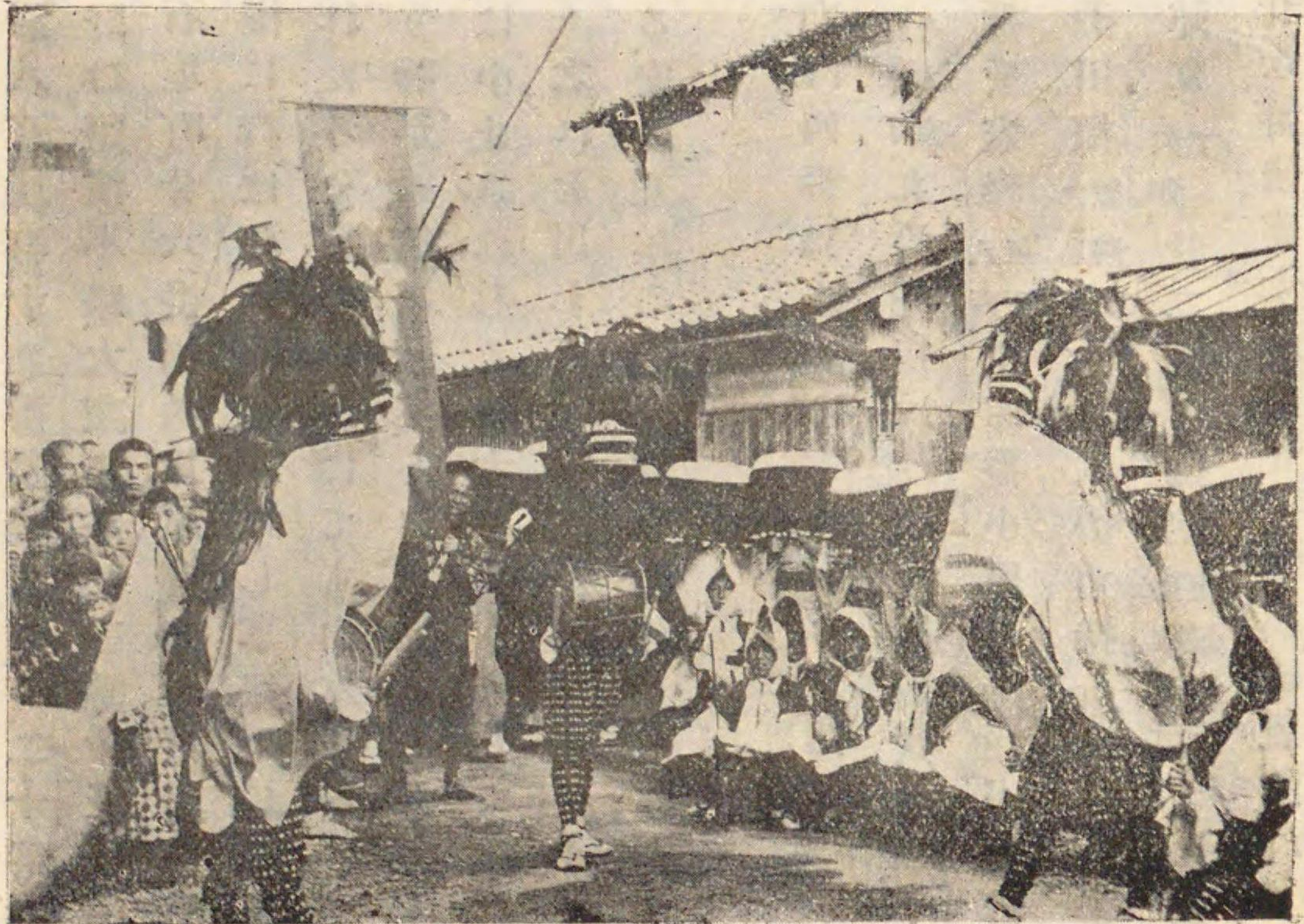
信仰を中心とせる御講には敬神に關しては神明講、愛宕講、秋葉講、金刀比羅講等あり、佛教に關しては行者講、大師講、吉祥講等あり、多くは一村を限りて一講を組織し毎年釀金して代參者を本社又は本山に參詣せしむ、小濱に四社參りと稱して八幡宮等に毎年一回各町別々に日を定めて男女打混じて參拜し後に盛宴を張る事藩政時代より現代に到りても行はる、別に講とは名付けざれ共因に茲に記す。

又村落によりては子供のみを以て講を設け社寺にて會食する所あり。

祭禮は遠敷神社にありては中古より國幣を奉ぜられ、勅使參向し流鏑馬式の如き神事あり、盛大なりしも武田氏時代より衰へたり、小濱八幡宮の祭禮としては放生會尤も重きを置かれ、流鏑馬式も行はれしが、武田氏時代に止み元和四年頃より神事能を奉納する事となり現在に及べり、祇園祭は竹原廣峰神社の祭禮にして藩政時代以後甚盛なり、元竹原、小松原等の漁村の産土神たりしを以て之等の漁民を主たる氏子とし小濱全町も加はり神輿は漁村の氏子によりて南川河口より湯岡橋下迄船にて運び府中に幸し小濱八幡宮を御旅所とし神輿を置く、小濱にては市場に山車を飾る事は慶長頃より始まりしが一時中絶し酒井氏領主たるに及びて廣峰神社は多數藩士の産土神となりしを以て其祭禮は頓に盛大となり、寛永十六年頃より山車など再興され、寛文十一年藩主忠直見物の下に行はれたるは神輿渡御に續きて練り物行列あり、一番笠鉾上小路裏町、二番餅築材木町、今在家町、三番布袋質屋町、四番鐵砲鹽屋町、五番弓持魚屋町、六番長柄安良町、七番長刀上市場、八番餌差廣小路、東宮前町、九番鷹師永之小路、今町、十番鶴遣石屋小路、達摩小路、藥師小路、十一番長刀大津町、十二番進上富澤町、瀬木町、十三番小刀賣欠脇町、十四番兩替突抜町、下市場、十五番木賊洲崎町、川崎町、十六番虚無僧



(近附富今) 女乙早の姿んさるか



(禮祭濱小今現) 節子鶴越川しり來れ達が公勝忠井酒初最

風呂小路十七番參宮西七町、十八番愛宕參八百屋町、十九番順禮中西町、二十番田植二鳥居町、廿一番孟宗松寺小路、廿二番野口鹽濱小路、大藏小路、廿三番汐汲新突拔、廿四番富樫川縁町、廿五番鎧武者瀧町、石垣町、廿六番鯛釣片原町、廿七番夷大黒西宮前、八幡小路なり、元祿享保の頃略同様に行はれ來りしが如し、享保六年幕府より諸國祭禮に屋體を出す事を禁ぜられたるを以て、小濱にても山車を廢して練り物とせる事を以て見れば初めの練り物が次第に華美となり、屋體など作りしものあるに到りしなるべし、一時屋體は中止されしも又十年許りにして之れを作り大火等にて窮乏せざる限りは年々之れを出して幕末に及び、維新後小濱町が八幡氏子と限らるるに到りて中止さる、安政五年の祇園會引山練り子は左の如し、

一番笠鉾北本、二番大太鼓小鶴羽、三番草刈新、四番鳥差東宮前、五番五人男石屋、六、
 番四季の花藥師、小路、七番逆櫓今、材木丁、八番相撲取今在家、九番花筏今道、十番團扇賣遠摩、十、
 一番花折子供風呂、小路、十二番花賣松寺、小路、十三番愛宕參八百、丁、十四番小原女片原、丁、十五番
 諸商人八幡、西宮前、十六番神輿洗鹽濱、小路、十七番田植二鳥居、丁、十八番力持和泉、丁、十九番
 行者參丁、突拔、二十番大江山入川縁、町、廿一番陣立欠脇、丁、廿二番弓鐵砲魚屋、丁、廿三番頼
 朝大藏、小路、廿四番夜、丁、廿五番武者富田、町、廿六番俵藤太川崎、丁、廿七番異國凱陣洲崎、丁

廿八番異國來朝清水、丁、廿九番長刀松本、丁、三十番神樂太鼓中西、丁、三十一番高砂山上下、市場、
 三十二番布袋山質屋、丁、之れを寛文十一年のものと比較して其相異する所は小濱町民の文化が如何に進みしかを知る一助たるべきを以て煩を厭はず重出せり、此祭にヤセあり赤熊を被り鬼面を着け幟り作花等の物を負ひ野袴をはき左に竹馬を牽き右に柱木を持つ麥藁を以て纏とし元は一人なりしが寛文以後次第に増加し盛時には五十人に及べりと云ふ、後には鐘木枝をつき龍の大模様ある上衣袴をつけ種々の鬼面を作りて競へり、神に祈願のある者又願ほどのある者など各村より参加せりと云ふ、維新に到りて全く止む、又口細の面を着し投頭巾を被り纏をかけさゝらゝを摺るものあり、又お多福の面を付け女の態をなし杓子をもち戯れゆくものあり、又別隊を作り鳥兜を戴き三又の鉾を扱き天狗風の面を附くるものあり是れを玉の舞と云ふ。

又此祭に出づる川越組の獅子舞あり、忠勝領主となるに及び前所領地にありし此獅子舞の型を足輕に傳へしめ、年々此祭禮に出で一隊の笛囃子方と金角ある獅子頭に雞羽毛を以て腰部迄覆へる頭部をつゝめるものを頭に戴き腹部に羯鼓をつけ手に撥を持ちたる三人の獅子方とを以て組織す、別に又大太鼓組あ

り、矢張り足輕にて大太鼓を中心とし、笛鉦を以て囃し、棒振り洋風の輕装せるもの頭に赤熊を被りて棒を振り先頭に立ち大太鼓及大太鼓打手少年十數名行列し所々にて棒振り又太鼓打の技を演ず、明治維新以後一旦中止されしが小濱神社創建され舊藩士等が主なる氏子たるより獅子舞及大太鼓は五月一日の此社の祭禮に出づる事となりて廣峰社には今存せず、小濱にも又一隊の獅子舞出來して八幡神社の祭禮に出づる事となれり。

現在に於ける廣峰神社の祭禮は、毎年陰曆六月七日を例祭日とし來り當日早曉西津村の漁民一戸一名を出だし裸體赤禪にて輕舟三艘に各區分乘し西津濱より出て、競漕して南川を溯り小濱橋の邊より神輿を船に奉じ、相競ふて溯る事十數町湯岡橋の下に到りて上陸し、神輿は府中の御旅所に幸し薄暮再び動坐して小濱八幡神社内の御旅所に入り、七日間在坐あり、後十四日午後還幸となるや其行列神鉦三竿神鎌三竿を捧げて之れが先鋒をなす、此鉦は古式にして古へは小濱より甲冑武者二十四騎を出し神輿を護衛せりと云ふ、此神鎌は木製にして一竿上數本を放射狀に附け本社に神輿還御し終るや農夫漁民其鎌鉦の倒さるるを待ちて爭奪し、之れを得るを以て吉祥とす。

郡内の主なる神社には申樂ありたり、玉の舞と稱するものは尤も重要視され、緒顔長鼻金眼の面を被るものと獅子頭を戴くものとを以て組成され、傳説によれば尤も古くより行はれたるもの如し、現存せるものは中世以前に屬するものを見ず、國富村の奈胡に存するものは最も古きもの一なり、次には神前に行はれたる舞々あり、舞には別に本領を有し神占に類する事をなしたるを以て神前舞のみが能事には非ざりし如しと雖一時は盛なりし如し。

七月十五日西津釣姫明神の祭禮あり、藩政時代には神輿一座出て大太鼓二隊神樂一隊出づ、ヤセも出づ、又おほとべといふものあり、大太鼓の隊中に戯れ又蓋鉦三つ出づ惣て明治中期よりなし。

本郡に於ける舞々は倉座を主とし、酒井家代々之れを保護し神事に限らず、其技を演ぜしめらる、倉座の祖たる倉小左衛門は大飯郡青郷に出て中古田島浦及堅海浦に居住せりと云ふ、宮川村加茂に吉祥座あり、後には倉座と共に能を主とせし事は下に述ぶる如し、遠敷村の舞々は天文年中遠敷山城に住せし内藤下總守の家來が主家没落の後越前幸若太夫の後なる幸福太夫に就て舞法を傳へられ、淺野彈正領國の時幸福座と定められ諸公事を免除され所々祭禮に神事之舞

を勤むるを本職とし、京極氏時代も同様にして酒井家時代に於ても従前通りの保護ありしも舞流行せず、次第に活計に窮せしかば京都土御門家に従属し泰山府君の修行を許され一流の神職となりしを以て其後は梓巫子に類せし事を主とせし如く、世俗よりは特殊の業として軽視され來れり、大飯郡高濱の舞々記録によれば遠敷村の舞々は其分流にして寛永十四年遠敷上下宮大鳥居建立につき舞を舞はんとせし時、申樂吉祥太夫と前後輕重の爭議を起せしが結局舞を先にし能を後にする事となりし事あるを以て見れば遠敷の舞々は、大飯郡



の系統にして能樂が神事能として盛なるに隨ひ舞々と争ひを生じたるものと知らる。

高濱の舞々は文政十二年に御室御所末高濱龍藏院より舞太夫内職の事を申渡し、配下舞太夫口傳受の事として護身法、九字之文、十字之文、日侍月侍文、守札傳法、物祈禱用傳、星祭傳法、地祭傳法、金神遊行法、家堅傳法、易道の類云々とあるを以て見れば、舞太夫が祈禱に類せる事をなせしは遠敷に限らざるものと知らる、組屋恒久が風俗狀に田樂はなし幸若はありと云へるは此舞々の事なり。

申樂より轉化したる能樂は本郡内にては幕末迄申樂の名の下に祭禮神事に奉納の意味に於て行はれ來り、各村の氏神には大抵舞殿を設置せり、稚狹考によれば田鳥の倉氏は佐柿城主粟屋家の仕官なりしが、武田氏時代の時觀世新九郎祖宮増彌右衛門小濱に來り申樂し、後小濱に卒し倉座は一流なりしを丹後宮津青山家の士官牛田六郎左衛門行雄の教をうけて喜多流に轉じけるは享保十二年の頃にして寛保二年藩主の命によりて觀世流となるとあり。

酒井忠勝公は倉座のあることを誇りとせられたるを以て見れば、當時に於て相當の能を演ぜし事知らる、忠直公の時寺井清兵衛と云ふ名ある能師を二百石

にて召抱其外江戸より噺方狂言師御抱へあり、倉坐の者此弟子となり町人も習得したる事拾雅雜話に見えたるは天下靜謐に歸し、一般民衆が此種の藝術に親しみ得たる始なるべし、忠園公又斯道を好まれ近習家中の外町人も御前に務め建部宗悦なる鞆打を五人扶持にて召抱へられ、其弟子町人に多かりしは當時元祿の盛時に當りて斯藝の普及せしものなるべし、稚狹考に神社の申樂を列記せり、年代を明記せざれ共寛保以後なり。

申樂

正月十三日小濱八幡宮十四日金屋熊野權現廿五日竹原天滿宮

二月八日武永山王十九日生守若山八幡宮廿五日府中惣社權現

三月十日日笠牛頭天王十五日瓜生鳥羽谷七村立合天滿宮

四月一日加茂加茂大明神二日安賀里山王三日鳥羽谷七村立合(社名缺)初申奈胡

山王初申太良庄山王中申太興寺東市場上野四分一門前池河内立合山王中申田

繩山王五月五日若狹浦(社名缺)

六月廿四日三宅眞主大明神七月一日上野木河原大明神八月一日中野木泉岡一

言大明神一日堤箱大明神二日杉山藏王權現三日太良庄山王十五日小濱八幡宮

廿三日尾崎六所大明神廿五日田鳥天滿宮九月一日次繩熊野權現二日田村加茂大明神三日小倉苅田姬大明神四日三重三所大明神五日野代(社名缺)六日納田終(社名缺)七日深谷(社名缺)八日桂木若宮三所大明神十日遠敷上下宮十一日多田大明神廿六日下根來廿七日上根來廿八日中畑天滿宮

申樂座に給せらる祿米は最高小濱にて一回五石五斗より最低は小村にて八斗内外にして年中若狹領にて七十四度あれ共、生計に不足せり、村々にて祈禱をなせりと云ふ、初めには申樂と争ひし舞々は次第に轉じて申樂に入り祈禱をも修せしなり。

寛文七年の書上げによりて田鳥は寛永十九年迄谷田部瀧谷は萬治頃迄田村三重は明暦頃迄下村は寛永四年頃迄坂本は承應元年頃迄能ありし事知らる。

他の村落に於ける祭禮は別に異なるものなし、唯内外海村、矢代浦の手杵祭と稱するものは、矢代浦に安置せる子安觀音堂あり、毎年三月三日手杵祭と云ふを行ふ、傳説によれば昔唐船の漂泊し來りしを其人々を殺し舟を碎きしに一村擧つて疫病に罹り、容易に終熄せず、此祭禮を行ひて初めて已めりと云ふ、此堂は其船材の餘りを以て作り堂の長さは船の長さなりと云ふ、祭の日には墨にて顔を

塗りたる男三人齒朶の葉を被り古き素袍を着て脛高く褰げ手杵かきこみ其を
 ぶり廻して投ぐ、二人は杵に繩をつけ矢を副へ持つ、又男六人竹の船を造りて持
 出て十二三才の少女古き錦の袋を戴き肩の衣類脱ぎかけ扇を顔にさしかけて
 昔は老女一人かしづき男と同音に左の歌を謠ひながら堂を三度まわる。

てんしよ船のつきたるぞ唐船のつきたるぞ福徳や

小濱に於ては天和二年の書上によれば、毎年正月十三日市祭とて市立の祭禮
 あり、古より能(申樂)はなし、京極時代には今の魚市場にて市立ち祭りも此所が中
 心なりしが、寛永十二年より八幡小路に市立つ事となりて祭りも此所を中心と
 し八幡にて能あり。

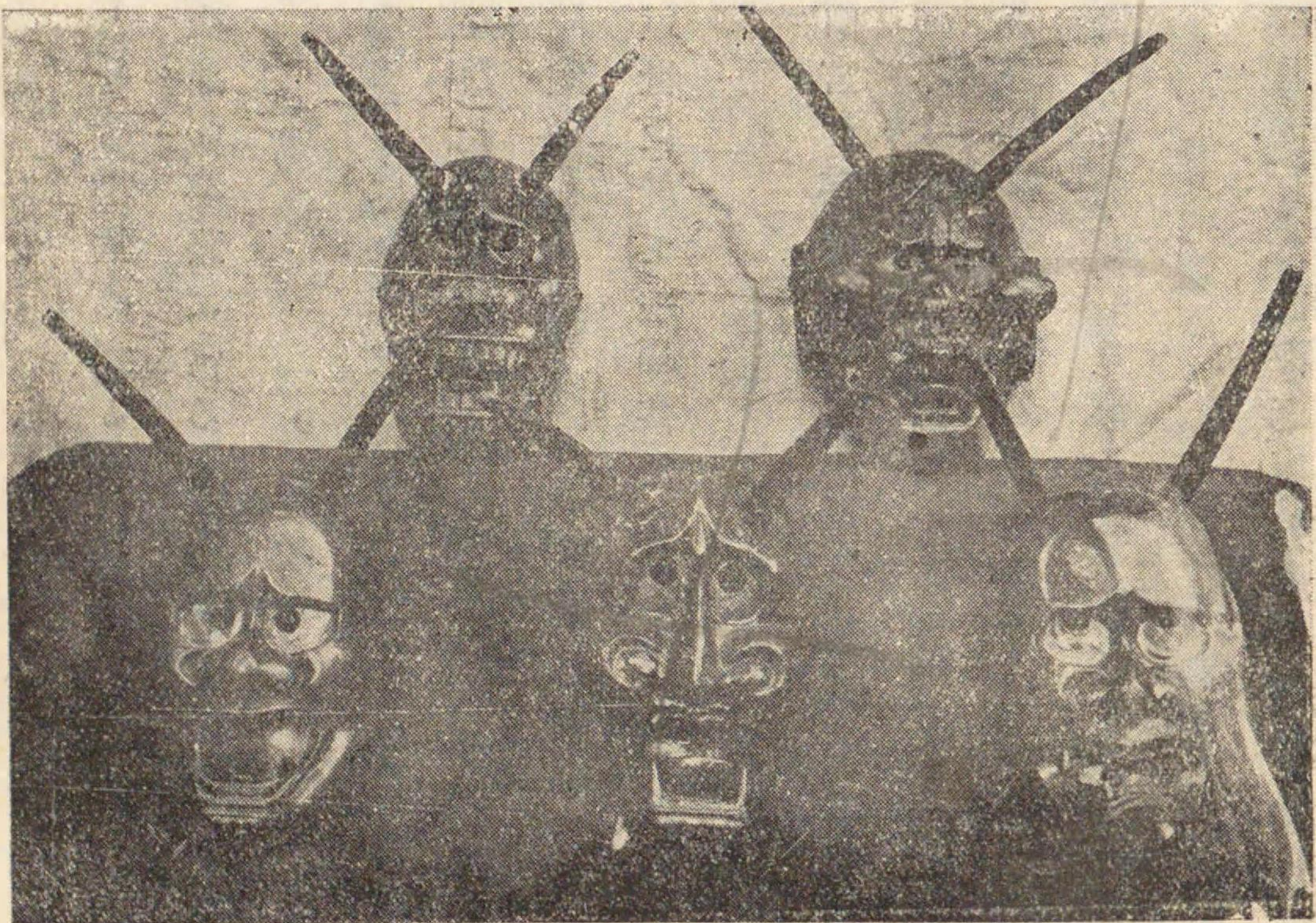
六月十四日祇園會には以前は魚市場に山をかざり諸人見物に來りしが、慶長
 十二年頃より中絶し寛永十五年頃より練物を出す事となりぬ。

六月廿九日水無月神事は、慶長六七年頃より初まり、小濱八幡宮及松永村上野
 より小宮二社奉移され、諸人參詣すとあり、此水無月社は後に到りて川崎に祀ら
 れ、今に到りても浦方よりの參拜甚多く小濱の年中行事の一なり。

藥師如來の信仰は甚だ古く、古刹の本尊は多くは此佛像なり、田村、多田の兩藥

師は近世に到る迄近郊より群集せ
 し由なり、其他の古刹にて明通寺、妙
 樂寺、國分寺等は著名のものにして
 各村に藥師堂又は藥師如來を本尊
 とせる寺院甚だ多し、中古に於ては
 信仰の上より建立せられ、藥師の存
 在する事は一部落としての資格あ
 るかの如く考へられ、後に於ても新
 築又は再建をなし來りしもの如
 し、其信仰は醫王として生命の安全
 を祈願せしもの如し。

觀世音は藥師如來と並びて其分
 布の數伯仲の間にあり、古刹として
 羽賀寺、太良庄、正林庵、小濱、上野山、正
 法寺等あり、觀世音も亦殆んど各部



面 の せ や

落に存在し多くは安産及び海上安全の祈りをなす。

地藏尊の信仰又多く、石地藏を本尊とせる小堂は到る所に存在すと雖、山の峠又は道路の分岐點村境等に尤も多く、交通の要路に當るものにおいて、時には時になる堂を建てて休憩に便す。

阿彌陀堂は其數少なしと雖、藥師堂の多くは秘佛なるに反して多くは開放的にして寺院と異なりて信仰の中心をなせるものあり、一村落の中心にありて總佛なる如きものあり、下根來の阿彌陀堂の如し。

妙見堂、鬼子母神及仁王等の信仰は近世に於て一時甚だ盛なるものありしが如しと雖今は殆んどなし。

舊藩政時代に於ては三月上旬伊勢兩宮を拜せんとして小濱より群をなして行路横笛を吹く事此地の風なり、西國巡禮、六十六部、三十三度、千箇寺參りなどあり元文の頃に若狭二十五天神詣りあり、吉野役行者、讃岐の金比羅、遠江の秋葉參り等も甚盛なりしかば其弊害を認め、享保十年の頃一旦停止ありしも又後に到りて盛になりしと云ふ。

四月七日八日松尾觀音參り、七月廿三日四日丹波海老坂地藏菩薩參りには郡

民の行く者多し、七月十日妙樂寺の觀音に參詣すれば三萬六千日に當ると傳ふ、六月二十三日後瀬山上の愛宕山に參詣する者又多く、大松明を持參するを古例とす、六月廿九日川崎にて荒和はらへあり、遠敷村上野より神を遷し古へは三方郡大飯郡よりも參詣甚多かりしと云ふ。

七月十三日十四日十五日迎へ火、送り火として麻殻を焼きしが享保十四五年の頃禁ぜらる、廿四日地藏を祭る、此日小兒主として之れを祭り、小濱各町在々各村に殆んど之れあらざるはなく、子供等行人に強いて賽せしむる習慣あり、維新後衰へたりと雖今尙遺風を存す。

年中行事に關しては屋代弘賢の諸國風俗問狀に對して小濱組屋恒久の答書あり、小濱松見半十郎氏所藏、其要點を記すれば左の如し。

正月蘇民將來の札紙に書き貼る家もあり、年徳棚は作る元はう參り別にせず、餅花は七五三に一五三など繩を掬ひのこし佛前などに掛る家もあり、枝振りなどよき薪につけて童子の翫びとす、農家にては正月十一日曉に田の作り初をなし、又此日若狭比古神社の大般若經六百卷を社内にて諸人に戴かす事あり、正五九月の十三日神宮寺にて此大般若經の轉讀あり、十四日左義長どんど焼より返

り子供いろ／＼の假面をつけ又は顔を畫どり町々家々をどんど鳥と日本の鳥とわたらぬ先に七桶ながら八桶にたらぬなどうたひあるく。

城下の町家小濱西津ともに此月に限らず小さき竹の杓に長き柄あるを持ちて海邊へ出て潮水を汲歸りて竈神に祭り或は入口などに撒きて清めとす。

五月もひらき御のぼりの事吉日を選び和布豆洗米を露の葉に包み之を糸にて継ぎ合はせたるもの數多栗の枝にかけ苗代のふちにもちゆき明きの方に向つて豊饒を祈念して後苗を四五株許植て返り酒など酌み遊ぶ、是をおひらきと云ふ、一村不殘植終りて後庄屋より日を定め田の神を祭る、赤飯餅などをなへ二日一夜は何もせず遊び田の邊りへ立寄る事を禁ず、是をおのぼりと云ふ。

六月七日竹原の祇園祭は上記の如し、此月十五日西津釣姫明神の祭あり。

後瀬山に愛宕の社あり、此月廿四日に祭る、廿三日の夜麓の郷村並に小濱の町々より火を持ち參る事夥し。

七月六齋あり、時宗の僧二人は白衣にて小太鼓を持ちて敲き一人は法衣を着し念佛を唱へ鉦太鼓にて拍子をととり太鼓の撥にて戯をなす、又舊家の百姓にては村々にて六齋をなす、此月十五日晩方遠敷にて大太鼓を打ち送り火を山の上

に上げ村中長き竹竿を持ちて上下に相わかれ打ち合ふ、此月二十四日地藏祭。

八月稻穂を二莖とりて一連とし麻幹にていな木の形をなし田のあぜに立て右の稻穂をかけて田の神を祭る、此月小濱八幡放生會あり能あり、前日には角力あり、劍鉾三を持ちて町中を廻る、城下の町第一の神事なり。

夷講、稻荷のお火たき所々にあり。

十一月九日山の口を祝ふとて大工木挽など神を祭る。

十二月節季候あり。

産婦の事三四十年前迄は椅子に座して臥す事を忌むと雖、香川氏の道行はれ今にては椅子など用ふるもの稀なり、矢代は古來腹帯せず、平臥して難産なし、子安觀音の擁護と稱す。

婚禮の時水かけ石打ち少々あり。

稻に虫つきたる時鐘太鼓にて虫送りをなす。

以上は舊幕時代の年中行事の一斑なるが現在に於ては多くは廢されて僅かに其形式を残すもの多し。

此地方の太神宮崇拜に關しては康應元年の状態を國阿上人の繪傳によりて

知る事を得べし、文中「小濱と云ふ所に到り給ひ念佛利益し給ふに彌生の頃より參宮の人々太神宮神勅の御札(註曰國阿上人が神告によりて得られたる除穢の御札なり)を戴き奉らんとて日々に國中の萬民參り集ふ事稻麻竹葦の如し云々とあり、此道場が西林寺の始なる由記せり、明治初年の頃に於ては性質從來質朴なりしもの近世の風潮や、狡猾を帯び品行として賭博尙流行し衣食住一般に華美の風を生し、小濱町よりも村落に一層此風多し、小濱及其近傍は熊川と共に陽曆を用ふるに至りしも村落は尙陰曆多く婦



小魚賣に出る西津の漁婦

人の咬齒は稀にして男子は散髪多く神道説教は幕末に比して大いに衰へ佛教の信仰又淺くなりゆけり、小濱に於ては時々政談會開かれ聽衆數百人あれ共感動する事少なく、又民權説など唱ふるものなし、盆踊は小濱にては跡を絶つ、火祭尙あり。

現代に於ける風俗の一般は之れを交通機關の發達せる近畿地方に比するに土着農民には著しく純朴粗野の風を存し、家屋は瓦葺多しと雖村落の家の間取りは舊型を墨守し、衣食共に簡素なり、穿袴(カルサン)を用ふる事は山地及田畑に労働する人の常にして小兒も又之れを穿ちて學校に登る所あり、衣食住に聯關しては冠婚葬祭を見る事甚重く、建築より衣類に至る迄之れを本位とするの傾向多し、祭禮は維新以前に比して甚だ簡單となりしが如し、但小濱遠敷等に於ては最近に及びて較發展の傾あり、西津漁民が魚を入れたる平桶を頭上に載せて小賣に出づる事は郡内の他村にも類例なく、一種特別の風俗なり、内外海村にて産婦が穢を忌みて忘間産小屋に入る事は今尙行はる所あり、方言は多少あれ共京阪に出づるもの以前より多く、女中奉公の如きは一種の社會教育として行はれ來り行儀見習の爲めに子女を京阪の良家に托するもの多かりしを以て一般

住宅

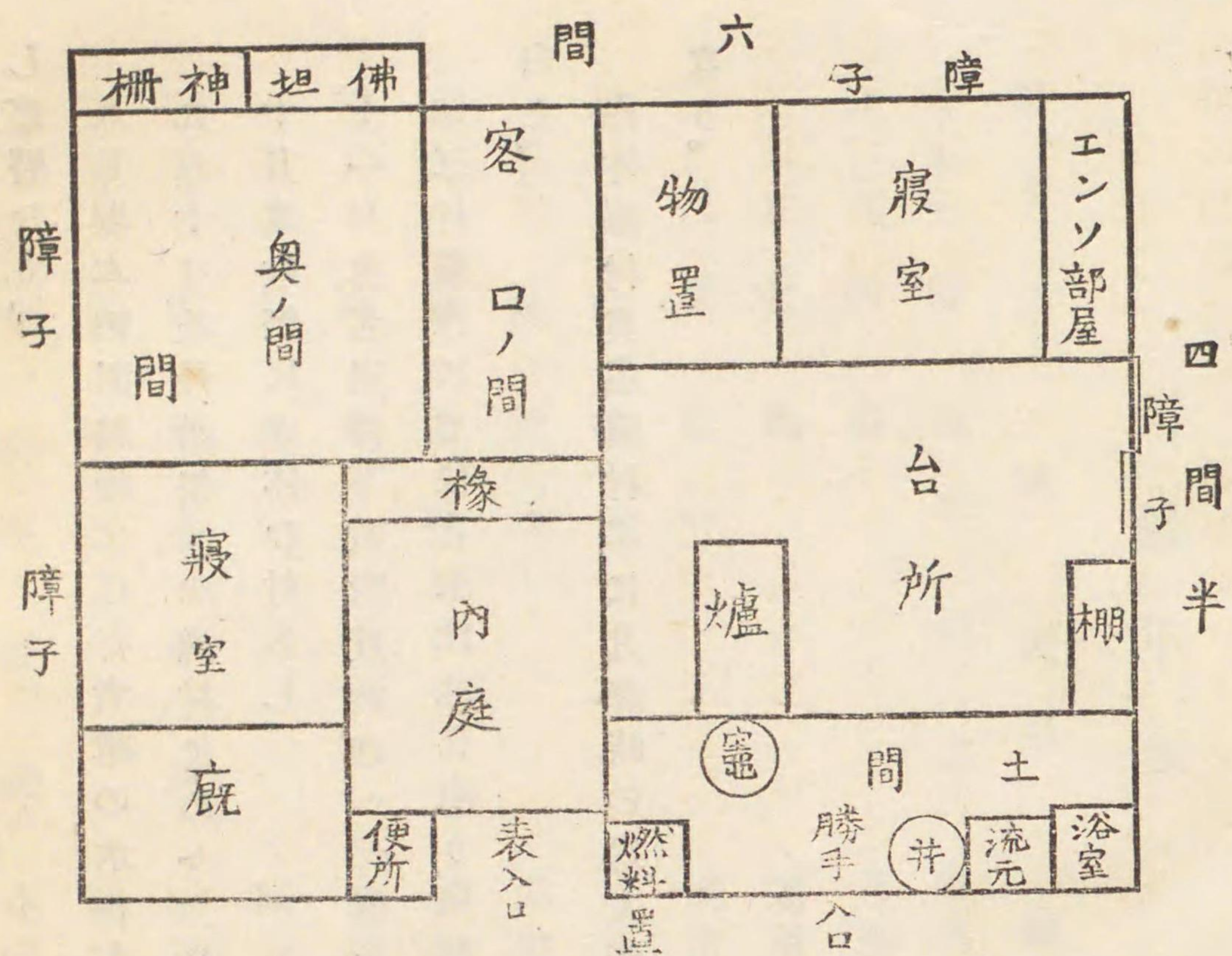
に少なし、勿論山地、浦方は小濱附近と比して方言甚多し。
 家屋は藩政時代に於ては身分不相應の建築を禁ぜられたるを以て一般は略同様の大きさ間取りを有し町家若くは特別の資格あるもの、外は略此圖面の如きは中百姓にして臺所とせるは一家の主要部にして爐を中心として家族の團欒食事、普通の接客、小仕事等皆室にて爲さるゝを普通とし奥の間は最尊貴の室として神棚佛壇等を置く。

大要左の略圖の如し。

現代に於ける年中行事中特異のものを列記すれば

一月内外海村各區及西津漁民にユミの事を稱する宴會あり、納田終にては正月に雜煮をせず、名田庄に狐狩と稱する事あり、各村方法異なる中名田、知三の兩村のもの面白し、お日待ちは嚴重に行はるゝ所あり。

二月名田庄に「カクセツ」と稱する青年の宴會あり、深谷のもの面白し、涅槃の佛事各村にあり、多少風習を異にす、十日西津漁村は牡丹餅祭とて休む、三月四月矢代に面白き神事あり、遠敷祭には古來休業する村多し、舊曆にて休むは面白し、納田終の加茂神社の神事特色あり。



五月「サツキ休ミ」諸村にあり、納田終にて「サナブリ」と云ふ。

六月納田終にて飯を分くる神事あり。

住 七月半夏生には三宅遠敷方面にては麥藁御輿を作り持廻る、盆踊りは名田庄のもの、北川筋のもの、と二種あり、一時小濱特有のものありたれど今は行はれず、祇園祭は西津の漁民舟にて竹原の廣峯神社の神輿を奉し府中を経由して小濱八幡の御旅所に到り、七日の後還御鎌鋒を競ひとる奇習あり、漁民元裸體なるを以て裸祭りなど云ふ、郡内諸村休む村多

し舊曆なり。

八月坂本納田終邊には行者講の水行あり。

九月十日牡丹餅祭西津漁村にあり二月に同じ。

十月遠敷祭には休む村多し。

十一月奥名田村下區附近神迎へに餅を播く。

知三村舉原にては古來此地に限り、臥棺なるは珍し、盆踊りに舉原に集る事面白し。

内外海村奥名田村等に月經時の婦人産婦の取扱方嚴重なるは古よりの慣習なり。

附録年表

紀元年	號	天皇	摘	要
一三七五	靈龜元	元正	郷名を定めらる	
一三七五	靈龜		若狭彦神垂跡	
一三七五	靈龜		遠敷村神宮寺建立	
一三七六	靈龜二		國富村羽賀寺建立	
一三七六	靈龜		宮川村加茂明神降臨	
一三七九	養老三		瓜生村須部神社建立	
一三八一	養老五		若狭姫神垂跡	
一三八一	養老		口名田村谷田寺建立	
一三八二	養老六		國司の京に使用する者驛馬を許さる	
一三九七	天平九	聖武	若狭國飢う	
一三九九	天平一		國分寺を建つ	
一四一二	天平四	孝謙	今富村多太寺建立	

第九編 民俗誌

一四二〇 寶天 寶天 字平 四 淳 仁 若狭國疫病流行す
 一四二二 寶天 寶天 字平 六 若狭國飢う
 一四二八 景神 雲護 二 稱 德 今富村多太神社を建つ
 一四三〇 寶 龜 元 光 仁 若狭彦及小濱神社に勅使參向
 一四三〇 寶 龜 遠敷朝臣長賣正五位上となる
 一四四一 天 應 元 桓 武 若狭國飢う
 一四五三 延 曆 二 若狭國安嘉門を造る
 一四五五 延 曆 一 四 驛路を検す
 一四五七 延 曆 一 六 今富村妙樂寺遠敷村神通寺を建つ
 一四五九 延 曆 一 八 若狭より役夫を發し造營に充つ
 一四六五 延 曆 二 四 若狭國當年の庸を免す
 一四六六 大 同 元 平 城 松永村明通寺を建つ
 一四七九 弘 仁 一 〇 嵯 峨 若狭國飢う
 一四八五 天 長 二 淳 和 遠敷郡を割きて大飯郡をおく
 一四九六 承 和 三 仁 明 若狭國飢う

一五〇二 承 和 九 若狭國より銅器を献す
 一五〇七 承 和 一 四 膳臣立岡正七位上を授けらる
 一五一一 仁 壽 二 文 德 若狭國飢う
 一五一六 齋 衡 三 若狭國旱す
 一五二八 貞 觀 一 〇 清 和 秦勝綱を位二階に敘し戸内の租を免す
 一五三〇 貞 觀 二 丹生弘吉を位二階に敘す
 一五六四 延 喜 四 醍 醐 雲濱村竹原天神社を建つ
 一六一七 天 德 元 村 上 三宅村天徳寺を建つ
 一六四七 永 延 元 一 條 宋賈朱仁聰若狭に来る
 一六五五 長 徳 元 宋人七十餘名若狭に来る
 一八四八 文 治 四 後鳥羽 頼源宮内少輔重頼を戒む
 一九五四 永 仁 二 伏 見 妙興寺を建つ
 一九九六 延 元 元 後醍醐 左門少將足利家兼と能登野に戦ひ小濱に入る
 一九九九 曆 應 二 后村上 小濱安國高成寺を建つ
 二〇一二 正 平 七 梶本貞俊四條畷に戦死す

南北朝

二〇二一 康 安元 細川清氏小濱城にて斯波仁木等の兵と戦ふ
 二〇二九 應 安二 后龜山 安賀庄に一揆蜂起す
 二〇三一 應 安四 鳥羽宮川の一揆守護代を能登野に要す
 二〇三一 應 安 一揆安賀鳥羽三宅の莊に亂入す
 二〇五四 應 永元 後小松 足利義滿小濱玉花院に宿す
 二〇六四 應 永一四 足利義滿の室及び息小濱玉花院に宿す
 二〇六四 應 永 遠敷日市始まる
 二〇六八 應 永一五 南蠻船小濱に来る
 二〇七〇 應 永一七 西津村安養寺を建つ
 二〇七二 應 永一九 南蠻船小濱に来る
 二〇七九 應 永二六 稱光 小濱政所火く
 二〇八九 永 享元 後花園 誓願寺を建つ
 二一一二 享 徳元 蠣崎信廣小濱を發し蝦夷に入る
 二一二八 應 仁二 後土御門 南蠻船小濱に来る
 二一三一 文 明三 南蠻船小濱に来る

二一三五 文 明七 小濱蓮興寺を建つ
 二一三七 文 明九 紅雪降る
 二一四三 文 明一五 栖雲寺を建つ
 二一四七 長 享元 聖護院准后道興小濱を経て敦賀に越く
 二一六二 文 龜二 後相原 今富村佛國寺を建つ
 二一八一 大 永元 今富村發心寺を建つ
 二一八二 大 永二 武田元光小濱城を修築す
 二一八七 大 永七 丹後の海賊小濱海岸を掠奪す
 二一九五 天 文四 后奈良 若狭國旱す
 二一九七 天 文六 地震ひ疫病流行す
 二一九七 天 文 積雪丈餘に及ぶ
 二一九九 天 文八 口名田村雲外寺を建つ
 二一九九 天 文 若狭國旱す
 二二〇〇 天 文九 八月出水あり
 二二〇〇 天 文 彗星東に現る

二二二二 天 文二一 出水あり
 二二二三 天 文二二 足利義輝國々の諸領を糺さしむ
 二二二五 弘 治元 泥雨降る
 二二一九 永 祿二 正親町
 二二一九 永 祿二 小濱八幡神社炎上
 二二二二 永 祿五 外國船の帆柱を海中に拾ふ
 二二二二 永 祿五 田繩城主湯岡城主尾崎附近に戦ふ
 二二二七 永 祿一〇 足利義昭小濱城に宿す
 二二二八 永 祿一一 朝倉義景の勢小濱城を攻む
 二二二九 永 祿一二 瓜生城主熊川城主と戦ふ
 二二三〇 元 龜元 織田信長膳部山に宿し敦賀に向ふ
 二二三〇 元 龜元 徳川家康小濱蓮興寺に宿陣す
 二二三三 天 正元 キリシタン宗宣教師ウルカンの屬小濱に着船す
 二二三五 天 正三 若狹の諸士織田信長に黨し越前の浦々に寄す
 二二三七 天 正五 丹羽長秀諸事制法を布く
 二二三八 天 正六 陽光院誠仁親王御親筆の縁起を羽賀寺に賜ふ

二二四四 天 正一二 丹羽長秀小濱城外廓及び城主なき各地の古城を破壊す
 二二四四 天 正 山縣下野守卒す
 二二四五 天 正一三 粟屋越中守卒す
 二二四七 天 正一五 後陽成 淺野長政法七條を布く
 二二五二 文 祿元 小濱八幡社造營
 二二五二 文 祿元 若狹の兵肥前名護屋にて征韓軍に合す
 二二五五 文 祿四 木下勝俊法七條を布く
 二二六〇 慶 長五 後陽成天皇宸翰を羽賀寺に賜ふ
 二二六〇 慶 長 木下勝俊京都東山に隠棲す
 二二六一 慶 長六 京極高次小濱に築く
 二二六二 慶 長七 遠敷村萬徳寺を建つ
 二二六二 慶 長 若狹の獵船を検す
 二二六四 慶 長九 橋本道派假名安驥集を著す
 二二六五 慶 長一〇 若州檢地
 二二七五 元 和元 後水尾 愛宕神社を後瀬山に勸請す

- 二二八四 寛 承元 二宮權左衛門甘子長兵衛小濱百間橋に戦ふ
- 二二九〇 寛 承七 明正 小濱常高寺を建つ
- 二二九三 寛 承一〇 若狭出水前代未聞といふ
- 二二九三 寛 承 常高院卒す
- 二二九四 寛 承一一 酒井忠勝松並木を植う
- 二二九五 寛 承一二 雲濱城天守閣成る
- 二三〇五 正 保二 後光明 酒井忠勝諸社を修補す
- 二三〇六 正 保三 羽賀寺鐘樓成る
- 二三一二 承 應元 水松木長操刑せらる
- 二三一二 承 應 小濱井筒屋又右衛門始めて諸白酒を造る
- 二三二二 寛 文二 後西院 大地震あり小濱城侍屋敷破損す
- 二三二七 寛 文七 靈元 小濱八幡神社に紫震殿の御簾を賜ふ
- 二三二八 寛 文八 上竹原天火
- 二三四〇 延 寶八 山千賀玉齋若耶群談を著す
- 二三四一 天 和 二 田中止邸歿す

- 二三四四 貞 享元 高流星飛び天地鳴動す
- 二三五二 元 祿五 東山 大西津町大火二回あり
- 二三五五 元 祿八 八竹原屋敷大火
- 二三九四 享 保一九 中御門 若狭國洪水あり
- 二三九五 享 保二〇 櫻町 八松浦有棟歿す
- 二四〇三 寛 保三 西依成齋小濱に来る
- 二四〇九 寛 延二 桃園 六稻庭正義若狭國志を著す
- 二四一六 寶 曆六 稻庭正義歿す
- 二四二六 明 和 三 後櫻町 小栗鶴皐歿す
- 二四二七 明 和 四 大津田元紀稚狹考を著す
- 二四二九 明 和 六 江村北海小濱に来る
- 二四二九 明 和 小綱女狂犬の爲めに死す
- 二四三〇 明 和 七 小野鶴山歿す
- 二四三四 安 永 三 後桃園 大順造館を開く
- 二四三四 安 永 中杉田玄白解體新書を著す

二四四一 天明元 光 格 中川龍眠歿す
 二四四二 天明二 大風にて不作
 二四四三 天明三 正月百姓一揆小濱を襲ふ
 二四四四 天明四 小栗常山歿す
 二四四四 天明六 若狭國大いに飢う
 二四四六 天明六 大風あり大不作
 二四四八 天明八 若狭國大いに飢う
 二四四八 天明八 忠野村百姓徒黨し小濱に入る
 二四四九 政元 六月洪水あり
 二四四九 政元 青井村大火
 二四五〇 政二 八月洪水あり
 二四五〇 政二 西依成齋小濱に来る
 二四五一 政三 八月暴風雨あり
 二四五一 政三 大風四回出水二回あり
 二四五二 政四 高成寺観音堂地搗

二四五五 寛政七 大不作
 二四五六 寛政八 社倉出来せり
 二四五九 寛政一 小濱藩米札を發行す
 二四五九 寛政三 小濱及び西津大火
 二四六〇 寛政二 西依墨山歿す
 二四六〇 寛政二 四月西津大火
 二四六二 享和二 順造館改築
 二四六五 化二 四月幕府天文方當郡を測定す
 二四六六 化三 山口風簷歿す
 二四六七 化四 九月大洪水
 二四六七 化四 組屋鯤溟歿す
 二四六九 化六 小栗十洲歿す
 二四七六 化三 八月大風大洪水あり
 二四七七 化一四 仁 孝 杉田玄白歿す
 二四七八 政元 七月西津下竹原四百戸火く

二四八〇 文 政 三
 二四八三 文 政 六
 二四八八 文 政 一
 二四八八 文 政 六
 二四九三 天 保 四
 二四九三 天 保 四
 二四九四 天 保 五
 二四九六 天 保 七
 二四九七 天 保 八
 二四九八 天 保 九
 二五〇三 天 保 四
 二五〇六 弘 化 三 孝 明
 二五〇六 弘 化 一
 二五〇七 弘 化 一
 二五〇七 弘 化 一
 二五〇七 弘 化 一

下竹原六十戸焼く
 西津八十二戸焼く
 悪疫流行す
 米價騰貴し小濱町有志米を廉賣す
 貫名海屋小濱に来る
 名田庄池河内西津小松原の徒黨小濱に亂入す
 藩主窮民を救恤す
 雨晴れず米登らず悪疫流行す
 人相書を以て大鹽平八郎を搜索す
 巡見使木下内記來る
 東條義門歿す
 伴信友没す
 三月熊川大火あり
 洪水あり
 八月名田庄小濱洪水

二五〇八 嘉 永 元
 二五〇八 嘉 永
 二五〇一 嘉 永 三
 二五〇三 嘉 永 六
 二五〇四 安 政 元
 二五〇五 安 政 二
 二五〇八 安 政 五
 二五〇九 安 政 六
 二五二〇 萬 延 元
 二五二八 明 治 元
 二五二九 明 治 二
 二五二九 明 治
 二五二九 明 治
 二五三一 明 治 四
 二五三一 明 治
 二五三一 明 治

組屋仁山歿す
 十一月洪水あり
 九月小濱西津洪水
 小濱大火
 山口菅山歿す
 八月洪水十月大地震あり
 小濱町大火
 梅田雲濱刑せらる
 小濱町堀川を開鑿す
 朝廷武田金次郎の歸國を命ず
 酒井侯藩籍を奉還す
 小濱藩をおく
 米穀登らず
 小濱縣をおき尋て敦賀縣をおく
 十月大嘗會に付遠敷上下宮へ奉幣使立つ

- 二五三一 明治
- 二五三二 明治
- 二五三三 明治
- 二五三四 明治
- 二五三五 明治
- 二五三六 明治
- 二五三七 明治
- 二五三八 明治
- 二五三九 明治
- 二五四一 明治
- 二五四二 明治

十一月縣廳空印寺に移る
 小濱城二ノ丸を大阪鎮臺第一分營と定め工事中
 大澤鼎齋没す
 小濱熊川安賀里に郵便局を設く
 羅卒屯所を小濱におく
 四等郵便役所を小濱に置く
 小濱町大火
 小濱神社を建つ
 小濱川口突堤を改築す
 警察第七方面小濱出張所及び中井熊川に屯所を設く
 小濱區裁判所を設く
 第二十五銀行を創立す
 遠敷郡役所をおく
 福井縣をおく
 敦賀より小濱を経て宮津に電信線を架す

- 二五四二 明治
- 二五四三 明治
- 二五四七 明治
- 二五四八 明治
- 二五四九 明治
- 二五四九 明治
- 二五四九 明治
- 二五五一 明治
- 二五五三 明治
- 二五五四 明治
- 二五五四 明治
- 二五五五 明治
- 二五五五 明治
- 二五五六 明治

村田香谷小濱に来る
 林双橋小濱に来る
 小濱銀行を創立す
 小濱町大火
 雲濱蠶絲會社創立
 青井を今富村に編入す
 菊池三溪西津に移る
 大地震あり
 菊池三溪歿す
 小濱病院を郡立とす
 小濱中學校を立つ
 花岡正貞支那鷄冠山にて戦死す
 小濱水産學校を立つ
 若狭商業銀行を創立す
 大洪水あり

二五五七 明治三〇
 二五五九 明治三二
 二五五九 明治
 二五六〇 明治三三
 二五六二 明治三五
 二五六六 明治三九
 二五六七 明治四〇
 二五六七 明治
 二五六九 明治四二
 二五七一 明治四四
 二五七四 明治三
 二五七八 明治七
 二五八〇 大正九

梅田雲濱の碑を建つ
 若狹銀行を創立す
 大洪水あり
 朝鮮人九十二名泊浦に漂着す
 伴信友の碑を建つ
 小濱女子技藝學校を立つ
 大風あり被害多し
 大洪水あり
 東宮殿下北陸行啓の際小濱町より獅子舞を献ず
 小濱電燈會社を創立す
 小濱公園を開く
 鐵道小濱線十村小濱間開通す
 鐵道小濱線小濱高濱間開通す

大正十一年十一月二十五日印刷
 大正十一年十一月二十八日發行

【定價金六圓五拾錢】

遠敷郡教育會

若狹遠
 敷郡誌
 奥附

發行所 東京市京橋區加賀町九十二番地
 發行所 大谷仁兵衛
 印刷者 井田耕治

印刷所 東京市京橋區加賀町九十二番地
 行政學會印刷所第二工場

發行所

東京市京橋區加賀町十番地
 京城大和町二丁目十四番地

帝國地方行政學會
 朝鮮本部

И-3 V92

